

(記載例)

第1 請求

以下の「請求の趣旨の留意事項」
を確認の上で記載してください。

- 被告が発行会社の場合

原告が被告〇〇株式会社の株式100株を有する株主であることを確認する。

- 5 被告が発行会社以外の場合

原告が〇〇株式会社の株式100株を有する株主であることを確認する。

(請求の趣旨の留意事項)

- 争いのある株式が一部である場合（※以下のとおり、争いのある株式を特定し
10 てください。）

原告が被告〇〇株式会社の株式30株（※争いのない株式数を記載）のほか、
70株（※争いのある株式数を記載）を有する株主であることを確認する。

- 株券発行会社である場合（※可能な限り、株券を特定してください。）

原告が被告〇〇株式会社の別紙記載の株式20株を有する株主であることを
15 確認する。

(※別紙の記載例)

(別紙)

1 株式10株（株券記号番号第1号）

2 株式10株（株券記号番号第2号）

- 20 種類株式発行会社の場合（※以下のとおり、確認を求める株式の種類を特定
してください。）

原告が被告〇〇株式会社の普通株式／甲種類株式／A種優先株式100株を
有する株主であることを確認する。

第2 当事者の主張

以下の「請求原因の留意事項」を確認の上で記載してください。

1 請求原因

(1) 原告がA株式会社の50株を有する株主であること

5 ア A株式会社は、株式100株を発行して、令和2年4月1日に設立された株式会社である。

 イ Bは、上記100株のうち50株を発起人として引き受けた。

 ウ Bは、令和3年4月1日、原告に対し、A株式会社の株式50株を贈与した。

(2) 被告が原告の株主たる地位を争っていること

10 被告は、原告がA株式会社の50株を有する株主であることを争っている。

(請求原因の留意事項)

1 株式の取得原因事実

15 単に原告が株式を所有しているという法律上の主張にとどまらず、請求の趣旨記載の株式取得原因事実を具体的に記載してください。

 その際に、原告が株式を①会社設立時や新株発行時に発行された株式を原始的に取得したか（原始取得）、②原告以外の者が原始取得した株式を原告がある時点で承継取得したか（承継取得）を明らかにして主要事実を記載してください。

 （記載例）

20 ① 原始取得の場合

 （設立時の場合）

 被告会社は、株式〇株を発行して、令和〇年〇月〇日に設立された株式会社である。

25 原告は、払込期日の令和〇年〇月〇日までに、上記〇株のうち〇株の払込みを了してこれを引き受けた。

 （新株発行の場合）

公開会社である被告会社は、令和〇年〇月〇日、取締役会において、〇〇との内容で普通株式〇〇株を発行する決議をした。

原告は、払込期日の令和〇年〇月〇日までに、上記〇株のうち〇株の払込みを了してこれを引き受けた。

5 ② 承継取得の場合

被告会社は、株式〇株を発行して、令和〇年〇月〇日に設立された株式会社である。

Aは、上記〇株のうち〇株を発起人として引き受けた。

Aは、令和〇年〇月〇日、原告に対し、被告会社の株式〇株を贈与した。

10 2 株券発行会社の場合

株券発行会社において、株券の占有者を権利者と推定する規定（会社法131条1項）が承継取得の当事者間においても適用される見解（東京高裁平成元年2月27日判決・判タ714号220頁・判時1309号137頁参照）に立つと、
15 売主と買主との間における株主権確認の訴えの請求原因事実等は、「別紙 株券発行会社における株式譲渡当事者間の株主権確認の訴えの請求原因等」に記載のとおりになると解されます。

3 株券発行前の株式譲渡

(1) 株券発行前の株式譲渡の効力

株券発行会社においては、株券発行前に行った株式譲渡は、会社に対して効
20 力を生じません（会社法128条2項）。他方、譲渡当事者間においては、株券発行前の株式譲渡は、株券の交付がないことをもってその効力が否定されることはないと解されています（最高裁令和4年（受）第1266号同6年4月19日第二小法廷判決・裁判所ウェブサイト）。

(2) 株券の発行遅滞と株券発行前の株式譲渡

25 株券発行会社は、株式を発行した日以後遅滞なく、当該株式に係る株券を発行しなければなりません（会社法215条1項）、株券発行会社の株主が株

券の発行を請求しても、会社が不当に発行を遅滞する場合の当該株式について
された株式譲渡の効力が問題になります。この点に関し、最高裁昭和39年(オ)
第883号同47年11月8日大法廷判決・民集26巻9号1489頁は、会
社が株券発行を4年余り遅滞していた事案において、要旨、「〔旧〕商法20
5 4条2項の趣旨は、株券が遅滞なく発行されることを前提とし、その発行が円
滑、正確に行われるようにするため、その発行前の株式譲渡を会社に対する関
係で無効としたものであり、その前提を欠く場合まで一律に譲渡を無効とする
ことは適当ではない。ただし、安易に上記規定の適用を排除するのは、株主の
10 も、会社が株券の発行を不当に遅滞し、信義則に照らして株式譲渡の効力を否
定するを相当としない状況に立ちいたった場合においては、株主は、意思表示
のみによって有効に株式を譲渡でき、会社は、もはや、株券発行前であること
を理由としてその効力を否定することができない。」と判示しています。どの
程度の期間会社が株券発行をせずに放置すれば、会社との関係でも意思表示の
15 みで株式譲渡を有効に行うことが可能となるのかについては、具体的事案に即
して検討することになります。

なお、非公開会社である株券発行会社では株主から請求を受けるまでは株券
の発行をしないことができる（会社法215条4項）ため、非公開会社である
株券発行会社においては、単に株券の発行をしていないというだけでは、株券
20 の発行を不当に遅滞しているということとはできず、株主が株券発行を請求した
にもかかわらず、株券発行に通常必要な合理的時期を過ぎても会社が株券を発
行しない場合に初めて、会社との関係でも意思表示のみによって有効に株式を
譲渡することができます。

4 株式会社の設立・新株発行に当たり、他人の承諾を得てその名義を用いて株式
25 を取得した場合

株主の認定については、一般私法上の法律行為の場合と同じく、真に契約の当

事者として申込をした者が社員としての権利を取得し、義務を負担するものと解すべきであるから、他人の承諾を得てその名義を用い出資払込みをした場合においては、名義人すなわち名義貸与者ではなく、実質上の出資払込人すなわち名義借用者がその株主となるものと解されています（最高裁昭和42年（オ）第231号同年11月17日第二小法廷判決・民集21巻9号2448頁参照）。

そして、実質上の株主の認定に当たっては、一般的には、以下の①～⑦のほか諸般の事情を総合的に判断するとされています（東京地裁昭和57年3月30日判決・判タ471号220頁等参照）。

① 株式取得資金の拠出者

資金の拠出について、その具体的な内容を、現金の交付か銀行振込みなどかを明らかにしてください。また、振込みの場合には振込口座が分かる証拠があれば提出してください。

② 名義貸与者と名義借用者との関係及びその間の合意の内容

③ 株式取得の目的

④ 取得後の利益配当金や新株等の帰属状況

配当金等について税務申告の資料や株式について相続が発生している場合には遺産分割協議書等を提出してください。

⑤ 名義貸与者及び名義借用者と会社との関係

⑥ 名義借りの理由の合理性

⑦ 株主総会における議決権の行使状況

株主招集通知の宛先が分かる証拠（郵便物の配送記録等）があれば提出してください。

そこで、原告が実質的株主に当たると主張する場合、上記の①～⑦の考慮要素を参考の上、以下の記載例のとおり、事実とその裏付けとなる証拠とその評価を分けて具体的に記載してください。

（記載例）

① 株式取得資金の拠出者

原告は、令和〇年〇月〇日、被告会社の設立に際し、出資金〇〇円を、原告の預金口座から〇〇名義の預金口座に振込送金して、払い込んだ（甲1）。

② 名義貸与者と名義借用者との関係及びその間の合意の内容、名義借りの理由の合理性

原告は、〇〇という目的から、令和〇年〇月〇日、Aに名義上の出資者となることを依頼してその承諾を得た（甲2）。

③ 株主総会における議決権の行使状況

原告は、被告会社の設立以来、令和〇年に原告の所有する被告会社株式数を争うに至るまでの間、原告が主張する被告会社の株式数によって被告会社の株主総会で権利行使をしてきた（甲3）。

④ 評価

①原告が被告会社の資本金300万円を全額出捐したこと、②原告は、〇〇という目的で他人の名義を借用することとし、Aは原告からの依頼で名義を貸したにすぎないこと、③原告は、被告会社設立以降、原告の主張する株式数によって議決権を行使してきたから、名義貸与者であるAではなく、実質上の出資払込人である原告がその株主である。

5 株主権確認訴訟における一般的な書証

株主権確認訴訟における一般的な書証として、以下のものが考えられますので、争点となることが想定される主要事実との関係でその写しを提出できるかをご検討ください。なお、以下の書証は、作成されていない場合や現存しないことなどもあるため提出は必須ではなく、その存否によって審理の帰趨が直ちに決せられるものではありません。

- ・株券
- ・株主名簿
- ・原始定款

- ・ 株式申込証、出資引受証書
- ・ 法人税の確定申告書中の「同族会社の判定明細書」
- ・ 株主総会議事録
- ・ 配当をしている場合には、誰に配当していたかを証する書面
- 5 ・ 譲渡制限会社については、株式譲渡承認決議に係る株主総会又は取締役会の議事録
- ・ 株主総会招集通知の宛先が分かる書面
- ・ 配当金等の振込先となった銀行口座に係る書面

6 特記事項

- 10 当該事案について、上記留意事項に沿った記載が困難である事情や上記留意事項の内容を適用すべきではない事情がある場合には、当該事情をその理由とともに具体的に記載してください。